

「川北小学校安心ルール」

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらや心がけることを伝え、一人一人がルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第１～３段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な 約束ごと	・あいさつをする・時間を守る・ルール（きまり）を守る・話をしっかり聞く・正しい言葉づかいをする・友だち（仲間）を大切にする				
第1段階	・授業時間におくれる ・授業に関係のない話をする	○友だち（仲間）が嫌がる言動をする ・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う、かくす	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する	・物を大切にしない ・机や壁等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によって、家庭連絡 ・別室における個別指導及び学習指導 ・自己を振り返る活動 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第2段階	・授業中、故意に妨害をする ・授業をさぼり校内でたむろする	・物をかってに使う、かくす ・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる	・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする	
第3段階	・学校をさぼり校外にたむろする	○友だち（仲間）に対する言葉の暴力、暴力行為等をする ・いやがることを繰り返し言ったり、殴ったり、けったりする ・いやがることを無理やりさせる	・指導に対して激しく反抗する ・指導に対して、押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなことをする	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				